

令和2年度県民だより広告掲載業務 入札説明書

静岡県が発注する、令和2年度県民だより広告掲載業務に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年3月3日（火）

2 執行者 静岡県知事 川勝平太

3 担当部局 静岡県知事戦略局広聴広報課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階
TEL 054-221-2234
FAX 054-254-4032

4 業務内容等

- (1) 入札番号 第3号
- (2) 業務名 令和2年度県民だより広告掲載業務
- (3) 業務内容 静岡県広報紙「県民だより」への広告掲載を効率的かつ安定的に行うため、広告掲載希望者の募集、調整及び広告主の決定などの運用管理業務を行う。
- (4) 広告掲載期間 令和2年5月号(令和2年5月3日発行予定号)から
令和3年4月号(令和3年3月28日発行予定号)まで12回

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和2年3月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に郵送又は持参により2部提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することはできない。

ア 入札参加資格確認申請書 様式第1号

イ 宣誓書 様式第2号

(2) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和2年3月17日(火)までに書面により通知する。

(3) (1)の書類の提出先は次のとおりとする。

静岡県葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階

静岡県知事戦略局広聴広報課

電話 054-221-2234

(4) その他

ア 申請書及び資料作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

エ 提出された申請書等は返却しない。

オ 提出された申請書等は公表しない。

カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。

7 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、別添県民だより広告掲載要領、令和2年度県民だより広告掲載業務に関する契約書(案)、令和2年度県民だより広告掲載業務仕様書(案)等を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式第3号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札の執行日時等は、次のとおりとする。
令和2年3月27日(金)午前11時00分
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階第2会議室
- (4) 入札参加者又はその代理人は、様式第3号の入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
- ア 入札金額
 - イ 業務名
 - ウ 入札年月日
 - エ 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表の氏名)及び押印
 - オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人は入札権限に関する様式第4号の委任状を提出すること。
- (5) 入札書は、封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和2年3月27日入札・開札[令和2年度県民だより広告掲載業務]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (8) 入札金額は、買取枠にかかる当該業務の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等に要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。)をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。(なお、1号あたりの追加枠にかかる金額は、入札書に記載された1号あたりの買取枠の額の1/2の金額に、100分の10に相当する額を加算した金額とする。)
- (9) 入札公告等により競争入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時までには終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別途日時を定め入札をする。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (5) 入札金額と積算内訳合計金額が合致していない入札書による入札
- (6) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

11 契約の締結

- (1) 本契約は当該業務に係る令和2年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 契約の締結は令和2年4月1日とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書及び契約書案を熟読し入札心得を遵守すること。
- (2) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他詳細不明の点については、静岡県知事戦略局広聴広報課（電話 054-221-2234）に照会すること。